

吹田市営住宅

募集時期	問い合わせ先
<p>第1回目6月・第2回目12月の年2回を基本としますが、その時のあき家状況によっては募集できない場合や、募集時期が変更されることがあります。募集時期が決まりましたら「市報すいた」・吹田市営住宅管理センターのホームページに掲載してお知らせします。</p> <p>(注)令和7年12月募集から入居がなかった住宅については先着順で入居の申込受付を行います。(随時募集：詳細はP.4参照)</p>	<p>吹田市営住宅管理センター (日本管財株式会社) 吹田市役所低層棟3階317番窓口 ☎ 06-6170-9926 (直通)</p>

大阪府営住宅

問い合わせ先
大阪府営住宅 千里管理センター
〒560-0082 豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル9階
☎06-6155-2782

募集区分	応募区分・対象者等	募集時期	対象住宅	
総合募集 《抽選》	◎一般世帯向け	(令和7年度)	新築 あき家	
	◎福祉世帯向け ・高齢者世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯 ・ハンセン病療養所入所者等の世帯 ・犯罪被害者等の世帯・単身者・DV被害者			4月
	◎新婚・子育て世帯向け			6月
	◎親子近居向け ・高齢の親世帯・障がい者世帯又は子育て世帯の日常のふれあいや援助ができるよう、近くの府営住宅への入居を希望する子世帯又は親世帯・DV被害者			8月
	◎シルバーハウジング ・65歳以上の高齢者の2人世帯又は単身者			10月
	◎車いす常用者世帯向け ・身体障がい者手帳等の交付を受けている車いす常用者世帯			12月
◎車いす常用者世帯向け	2月			
随時募集	過去の総合募集において応募割れとなった住宅については、先着順に申込みを受付けます。 ※総合募集との重複申込はできません。	随時	あき家	

その他の住宅

住宅名	募集時期	問い合わせ先
UR賃貸住宅	直接お問い合わせください	UR梅田営業センター ☎ 06-6346-3456
大阪府高齢者向け優良賃貸住宅	直接お問い合わせください	大阪府住宅供給公社千里募集カウンター ☎ 06-7668-6565
大阪府特定優良賃貸住宅	直接お問い合わせください	
公社賃貸住宅	先着順のみ	
大阪府特定公共賃貸住宅	直接お問い合わせください	大阪府営住宅 千里管理センター ☎ 06-6155-2782

このしおりは1,500部作成し、一部あたりの単価は約256円です。
(申込書・封筒を含む)

市営住宅入居申込みのしおり

令和7年(2025年)12月

令和7年度第2回吹田市営住宅入居者募集

- 一般世帯向け住宅 9戸
- 単身者向け住宅 1戸
- 高齢者世帯向け住宅 1戸
- 高齢単身者向け住宅 3戸
- 車いす常用者世帯向け住宅 2戸 (入居期限付き)
- 新婚・子育て・ひとり親世帯向け住宅 1戸
- シルバーハウジング(障がい単身者向け) 1戸 (入居期限付き)

申込書配布・受付期間 令和7年12月1日(月)から 令和7年12月15日(月)まで

目次

1	市営住宅入居申込書の書き方	1
2	申込みから入居まで	3
3	申込方法	4
4	募集住宅一覧表	5
5	一般世帯向け住宅に申込みができる方	10
6	車いす常用者世帯向け住宅に申込みができる方	11
7	高齢者世帯向け住宅に申込みができる方	11
8	新婚・子育て・ひとり親世帯向け住宅(入居期限付き)に申込みができる方	11
9	シルバーハウジング(障がい単身者向け)に申込みができる方	13
10	単身者向け住宅に申込みができる方	14
11	高齢単身者向け住宅(入居期限付き)に申込みができる方	14
12	裁量世帯について	15
13	入居される場合の注意事項	16
14	収入基準について	18
15	月収額の計算方法	19
16	月収額計算表	25
17	月収計算例	27
18	よくある質問とその回答	31

■ 随時募集について

令和7年第2回の入居者募集で入居のなかった住宅については、先着順で入居の申込受付を行います。(4ページ参照)

吹田市営住宅管理センター(日本管財株式会社)

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 吹田市役所低層棟3階317番窓口

☎ 06-6170-9926 (直通)



1 市営住宅入居申込書の書き方

85円切手を必ずはってください。
(切手がはられてないと通知できません。)

郵便はがき

85円切手を必ずはってください。

5 6 4 - 0 0 4 1

と 吹田市泉町1丁目3番40号
こ 201号
ろ

なまえ 吹田太郎様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと
吹田市泉町1丁目3番40号 低層棟3階317番窓口
吹田市営住宅管理センター

転送不要

申込区分 千里山西

※抽せん番号

あなたの抽せん番号

85円切手を必ずはってください。
(切手がはられてないと通知できません。)

郵便はがき

85円切手を必ずはってください。

5 6 4 - 0 0 4 1

と 吹田市泉町1丁目3番40号
こ 201号
ろ

なまえ 吹田太郎様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと
吹田市泉町1丁目3番40号 低層棟3階317番窓口
吹田市営住宅管理センター

転送不要

申込区分 千里山西

※抽せん番号

あなたの抽せん番号

申込区分は必ず記入してください。記入もれは無効とします。
(間違われた際は訂正印(認印)をお願いします。)

申込区分は必ず記入してください。記入もれは無効とします。
(間違われた際は訂正印(認印)をお願いします。)

●赤の枠内は全て、黒ボールペン(消せるボールペンは不可)で必要事項を記入し、あてはまるものに○をつけてください。申込区分は必ず記入してください。

申込区分 千里山西

※抽せん番号

一次審査 ※

二次審査 ※

吹田市長宛 市営住宅入居申込書 令和7年12月15日

※印のある欄は記入しないでください。

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて大阪府警察本部長の意見を聴くことに同意の上、つぎのとおり申し込みます。

住所	(〒564-0041) 吹田市泉町1丁目3番40号-201号	フリガナ	シエイサンギョウカブシキガイシャ
フリガナ	スイタタロウ	勤務先	市営産業株式会社
氏名	吹田太郎 (S42年10月10日生)	所在地	吹田市泉町1丁目〇番X号
電話 自宅	(06)6384-XXXX	電話	(06)6384-XXXX
携帯	(090)XXXX-XXXX		

フリガナ	年齢	続柄	夫がいますか？	妻がいますか？	現在同居している者	職業等	就職年月	収入の状況
吹田太郎	57歳	本人	有	無	有	①会社員・アルバイト ③年金受給者 ⑤学生等(年) ⑦その他()	H2年4月	●市営住宅に入居しようとする者の月収額の合計が計算の結果、収入基準額を超えている場合は申込みできません。
吹田花子	46歳	妻	有	無	同別	①会社員・アルバイト ③年金受給者 ⑤学生等(年) ⑦その他()	H16年12月	※収入基準額は市営住宅の入居申込みのしおりを参照し、計算してください。
吹田一	20歳	長男	有	無	同別	1.会社員・アルバイト 3.年金受給者 ⑤学生等(大学2年) 7.その他()	年 月	
吹田佳奈	15歳	長女	有	無	同別	1.会社員・アルバイト 3.年金受給者 ⑤学生等(高校1年) 7.その他()	年 月	
吹田ソノ	80歳	母	有	無	同別	①会社員・アルバイト ③年金受給者 ⑤学生等(年) ⑦その他()	年 月	
			有	同	同別	1.会社員・アルバイト 3.年金受給者 ⑤学生等(年) ⑦その他()	年 月	

あなたが住宅に困っている事情は？(あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください。)

(1) いま住んでいる住宅の種類、家賃額 月額 50,000円 1. 持家 2. 親族の持家 ③借家(賃貸住宅) 4. 社宅・寮 5. 府営住宅 6. 公社 7. UR 8. 市・町・村営住宅 9. 間借り 10. その他()	(4) 住宅に困っている理由 1. 家賃が高い ②住宅が狭い ③設備が不十分 ④住宅が古くいたんでいる ⑤環境が悪い 6. 災害の危険がある 7. 他の世帯と同居している(他の世帯の構成)	8. 正当な理由による立退きの要求を受けている 9. 通勤に不便(時間分) 10. 結婚するため(年 月予定) 11. 高齢者世帯や親族との同居 12. その他
--	---	--

あなたの世帯の種類は？(あてはまるものに○印をつけてください。次のいずれにもあてはまらない方は申し込めません。)

1. 60歳以上の高齢者のみの世帯	4. 身体障がい者世帯(1級から4級)	5. 身体障がい者世帯(5級から6級)
2. 申込み本人が60歳以上の高齢者で、かつ同居者のいずれもが同様又は18歳未満の者である世帯	7. 精神障がい者世帯(3級)	8. 知的障がい者世帯(A・B1)
3. ひとり親世帯	10. 生活保護世帯	11. 戦傷病者世帯
6. 精神障がい者世帯(1級・2級)	13. 5年以内の海外引揚者世帯	14. 義務教育修了前の子どもがいる世帯
9. 知的障がい者世帯(B2)	15. 新婚世帯(婚姻届 年 月 日 届出・予定)	16. その他〔一般世帯など〕

1. 赤の枠内を全部記入してください。
(※印のある欄は記入しないでください。)

2. 申込者、同居者の氏名・勤務先には必ずフリガナを記入してください。

3. 配偶者(夫・妻)の有無・同居別居に必ず○をしてください。

※「消せるボールペン」は使用しないでください。

職業等は必ず記入してください。

●市営住宅に入居しようとする者の月収額の合計が計算の結果、収入基準額を超えている場合は申込みできません。

※収入基準額は市営住宅の入居申込みのしおりを参照し、計算してください。

・学生・生徒・児童の方は、「5. 学生等」に○をし、小学2年・大学1年など具体的に記入してください。

・無職の方は無職、生活保護の方は生活保護に○をしてください。

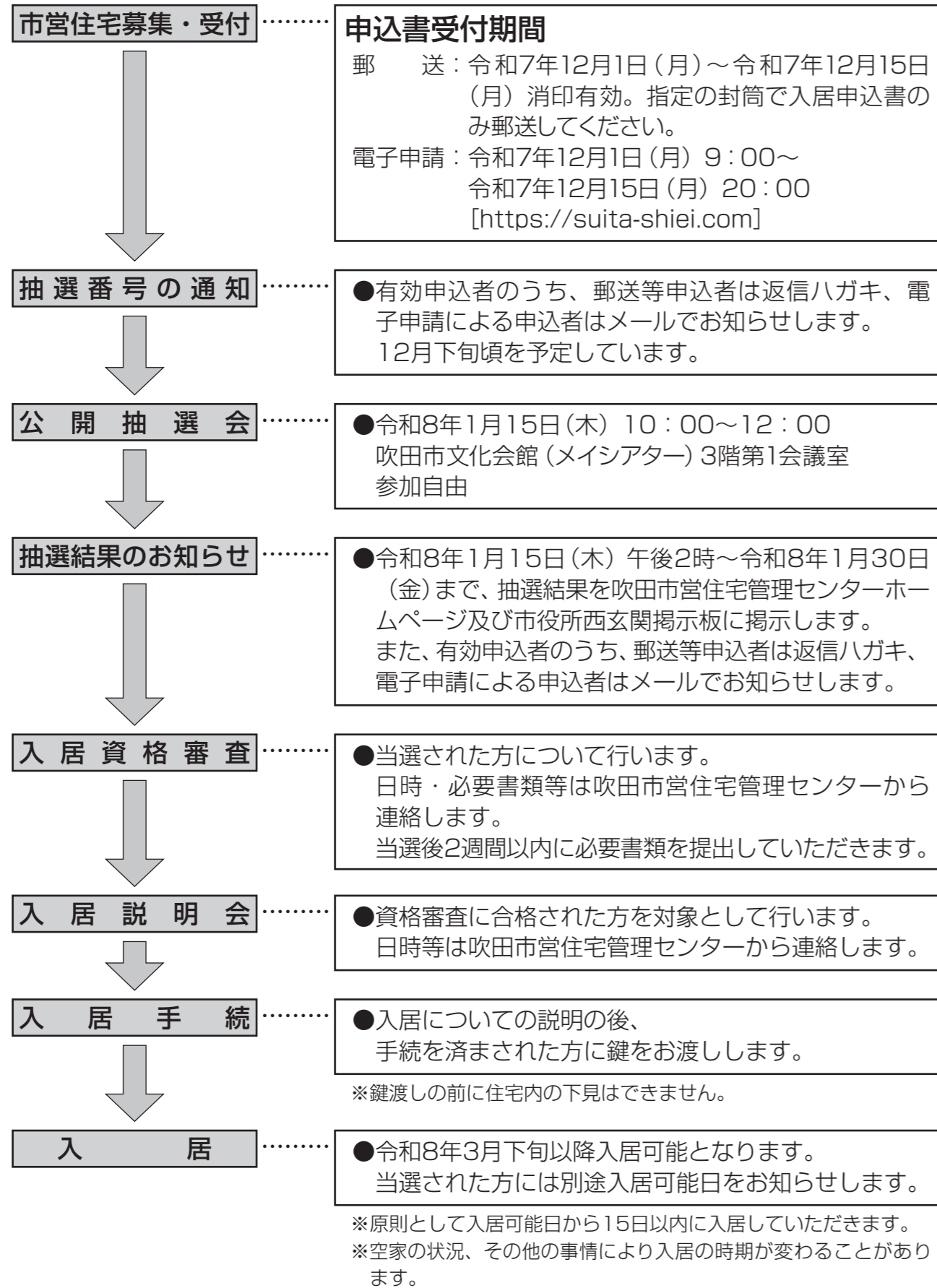
・申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職、無収入となる人は7.その他に○をして退職予定と記入のうえ、収入は0円と計算してください。

続柄は本人からみた続柄を記入してください。

(婚約で申込まれる方は婚約者、内縁の場合は内縁、パートナーシップ宣誓者はパートナーシップ関係と記入してください。)

婚約中で申込まれる方は婚姻予定日を必ず記入してください。

2 申込みから入居まで



3 申込方法

郵送又は電子申請でお申込みください。

郵送の場合は、所定の封筒で入居申込書のみ郵送してください。

必要書類は当選された方のみ提出していただきます。

申込みの無効・失格

次のような場合は申込み無効となります。

受け付けたあとで当選しても失格となります。

- (1)申込者又は同居しようとする方が暴力団員であると判明したとき。
(暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。)

- (2)重複申込みをしたとき。

1世帯(婚約者との申込みの場合等も1世帯とする。)で2通以上申込みされたとき。また、申込者又は同居しようとする方として申込書に記載のある方は、他の世帯で申込みすることは出来ません。

- (3)家族を不自然に分割又は合併した申込み。(32ページ問8参照)
- (4)入居申込書に不正な記載があったとき。
- (5)申込区分などの必要事項が記載されていないとき。
- (6)入居申込資格、各住宅の申込資格がないとき。
- (7)当選後指定された期日までに必要書類等の提出がないとき。

※入居のときに入居申込書に記載した方全員が同時に入居できることが必要です。

※申込み後の同居親族の変更(死亡・出生の場合を除く)は認めません。婚約者が変わった場合も同じです。(33ページ問9参照)

■ 随時募集について(先着順申込受付)

- 申込のなかった住宅については随時募集住宅として申込受付を行います。

募集住宅は令和8年1月29日(木)以降、吹田市営住宅管理センターのホームページでご確認いただくか吹田市営住宅管理センターまでお問合せください。

- 当選者(繰上げ当選を含む)が全員辞退された住宅についても随時募集住宅として申込受付を行います。

- 申込みをされる場合はご本人が確認できる書類(運転免許証、保険証等)を持って吹田市営住宅管理センターまでお越しください。

※郵送及びインターネットでの受付は行っておりません。

4 募集住宅一覧表

下記、表1は計算後の月収額が一般世帯については158,000円以下の方が、裁量世帯については214,000円以下の方が 申込みできます。(裁量世帯については15ページをご覧ください。)

【表1】

	申込区分	入居人数	戸数	間取り等	完成年度	計算後の月収額別家賃						所在地	最寄り駅	床面積	風呂設備	エレベーター	
						一般世帯				裁量世帯							
						104,000円以下	123,000円以下	139,000円以下	158,000円以下	186,000円以下	214,000円以下						
一般世帯	千里山西	2人以上	1	4階3DK	S57	25,200円	29,100円	33,300円	37,500円	42,900円	49,500円	千里山西1丁目6番	阪急関大前駅	徒歩7分	64.3㎡	有	無
	豊津-1	2人以上	1	5階3DK	S55	19,400円	22,400円	25,600円	28,900円	33,000円	38,100円	豊津町46番	北大阪急行江坂駅	徒歩15分	53.5㎡	無	無
	豊津-2	2人以上	1	5階3DK	S55	20,500円	23,600円	27,000円	30,500円	34,800円	40,200円	豊津町46番	北大阪急行江坂駅	徒歩15分	56.4㎡	無	無
	岸部中南-1	2人以上	1	4階2DK	R3	27,000円	31,200円	35,700円	40,300円	46,000円	53,100円	岸部中1丁目8番	JR岸辺駅	徒歩15分	51.4㎡	有	有
	新佐竹台-1	2人以上	1	5階3DK	H29	35,700円	41,200円	47,100円	53,100円	60,700円	70,100円	佐竹台2丁目1番	阪急南千里駅	徒歩5分	64.0㎡	有	有
車いす常用者世帯	新佐竹台-2	2人以上	1	2階3DK	H29	35,300円	40,800円	46,700円	52,600円	60,100円	69,400円	佐竹台2丁目1番	阪急南千里駅	徒歩5分	63.4㎡	有	有
	岸部中南-2	2人以上	1	1階3DK	R3	39,400円	45,500円	52,000円	58,600円	67,000円	77,300円	岸部中1丁目8番	JR岸辺駅	徒歩15分	74.8㎡	有	有
高齢者世帯	★新佐竹台-3	2人以上	1	3階2DK	H29	28,300円	32,700円	37,400円	42,200円	48,200円	55,600円	佐竹台2丁目1番	阪急南千里駅	徒歩5分	50.8㎡	有	有
新婚・子育て・ひとり親世帯 (入居期限付)	山田東	2人以上	1	7階3LDK	H9	35,600円	41,100円	47,000円	53,000円	60,600円	69,900円	山田東1丁目35番	大阪モノレール 万博記念公園駅	徒歩15分	74.7㎡	有	有
シルバーハウジング (障がい単身者)	岸部中東-1	1人	1	3階1DK	H16	17,400円	20,100円	23,000円	25,900円	29,600円	34,200円	岸部中1丁目26番	JR岸辺駅	徒歩10分	35.5㎡	有	有
単身者世帯	岸部中東-2	1人	1	3階1DK	H19	17,600円	20,400円	23,300円	26,300円	30,000円	34,600円	岸部中1丁目26番	JR岸辺駅	徒歩10分	35.5㎡	有	有
高齢単身者世帯 (入居期限付)	千里山西1丁目-1	1人	1	3階1LDK	H21	20,300円	23,500円	26,800円	30,300円	34,600円	39,900円	千里山西1丁目9番	阪急関大前駅	徒歩7分	38.1㎡	有	有
	千里山西1丁目-2	1人	1	2階1LDK	H21	21,500円	24,800円	28,400円	32,000円	36,600円	42,200円	千里山西1丁目9番	阪急関大前駅	徒歩7分	40.3㎡	有	有
	佐井寺3丁目	1人	1	3階1DK	H10	16,900円	19,500円	22,300円	25,100円	28,700円	33,100円	佐井寺3丁目8番	阪急南千里駅	徒歩20分	33.8㎡	有	有

下記、表2は計算後の月収額が一般世帯については114,000円以下の方が、裁量世帯については139,000円以下の方が 申込みできます。(裁量世帯については15ページをご覧ください。)

【表2】

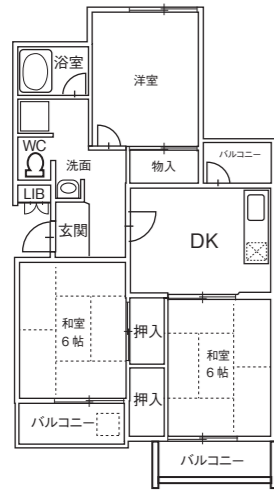
	申込区分	入居人数	戸数	間取り等	完成年度	計算後の月収額別家賃				所在地	最寄り駅	床面積	風呂設備	エレベーター	
						一般世帯		裁量世帯							
						104,000円以下	114,000円以下	123,000円以下	139,000円以下						
一般世帯	岸部中西-1	2人以上	3	5階3DK	S52	18,600円	21,500円	21,500円	24,500円	岸部中1丁目12番	JR岸辺駅	徒歩15分	56.4㎡	無	無
	岸部中西-2	2人以上	1	3階3DK	H4	26,400円	30,500円	30,500円	34,900円	岸部中1丁目12番	JR岸辺駅	徒歩15分	61.2㎡	※1	無

- 上記家賃はあくまでも目安です。また、家賃のほかに、共益費や駐車場を使用される方は駐車場使用料がかかります。
- 戸数2以上の区分については、住戸の指定はできません。
- ※1 浴槽については16ページ『浴槽・風呂釜・湯沸し器の設置について』をご覧ください。
- 令和4年度～令和7年度第1回入居者募集応募倍率は、9ページを参照。

◆事故住宅について◆ (募集住宅一覧表内 ★表示住戸)
 事故住宅とは、前入居者の時に住戸内で孤独死などの人身事故が発生した住宅です。次の入居者が入居するまでに修繕を行い、使用については、他の住宅と変わりません。十分ご理解の上、お申込みください。
 事故等(病死、自殺、死亡事故等)の具体的な状況については、お答えできません。入居にあたっては、「事故住宅であることを承知して入居する」旨の同意書を提出していただきます。
 また、入居後、いかなることもありまして、事故住宅であることを理由に他の住宅へのあっせんを受けることができませんので、ご承知おきください。

市営住宅の間取り例

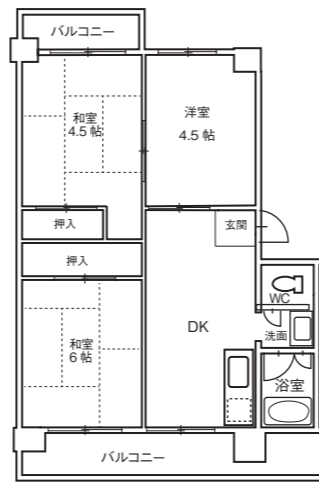
- これは一般的な例示であって、必ずしもこのような間取りになっているとは限りません。
- 引き渡しまで住宅内部を見学することはできません。



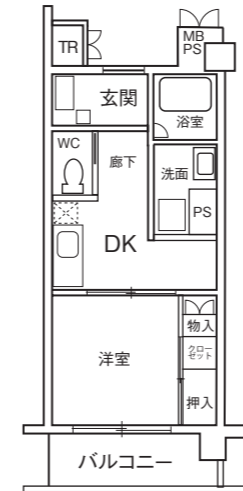
千里山西



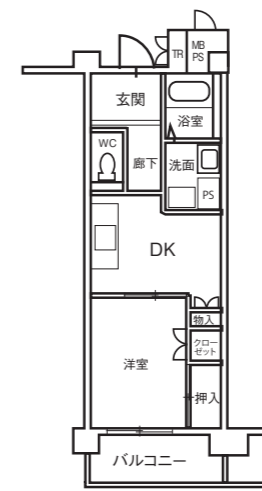
豊津-1



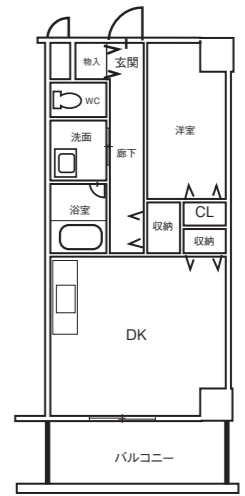
豊津-2



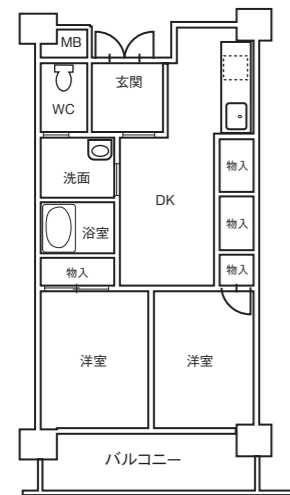
岸部中東-1



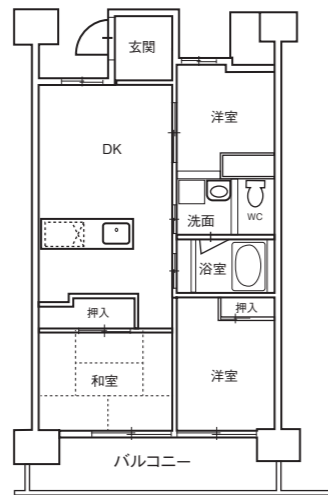
岸部中東-2



千里山西1丁目-1



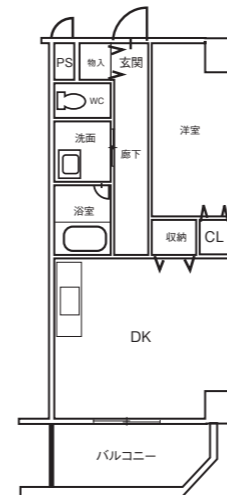
岸部中南-1



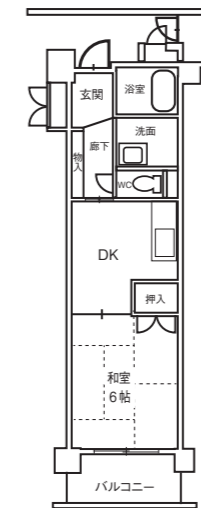
新佐竹台1



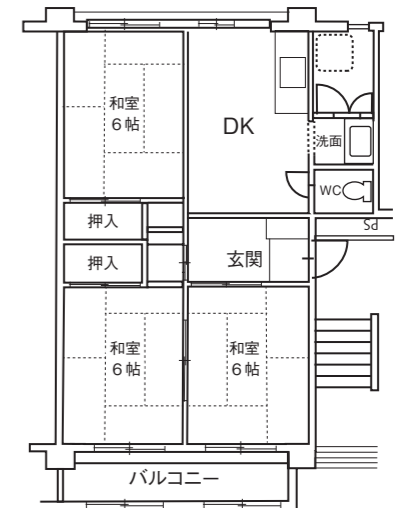
新佐竹台2



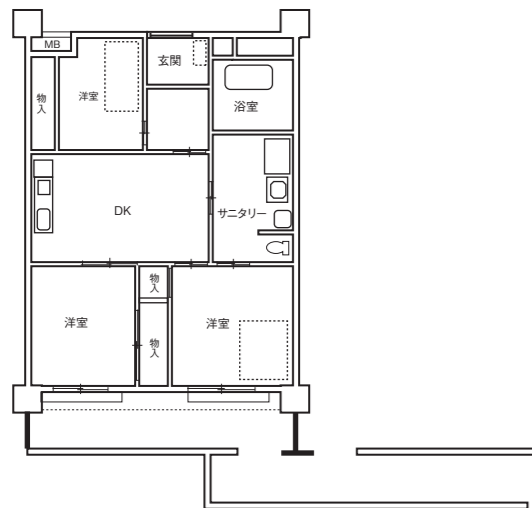
千里山西1丁目-2



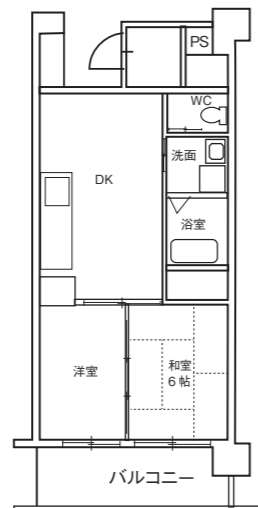
佐井寺3丁目



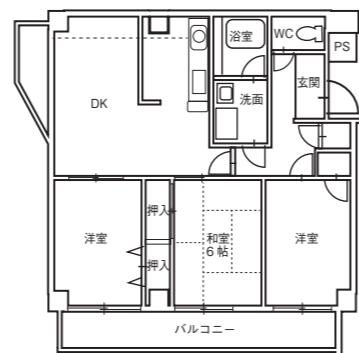
岸部中西-1



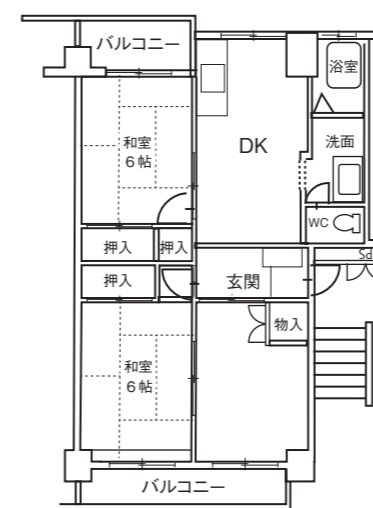
岸部中南-2



新佐竹台3



山田東



岸部中西-2

応募倍率一覧表（参考）

令和4年度から令和7年度第1回入居者募集応募の平均倍率です。

●世帯向け住宅

住宅	倍率
千里山東	5.3
千里山西	5.5
千里山	10.5
豊津	1.7
天道	8.0
津雲台第2	26.0
新佐竹台	44.3
岸部中南	3.7
岸部中東	9.5
岸部中西	0.4
穂波町	0.3
山田東	4.8
山田市場	4.0
上山手町	4.0

●単身者向け住宅

住宅	倍率
新佐竹台	61.0
岸部中南	8.8
岸部中東	17.2
佐井寺3丁目	16.5
穂波町	3.0
千里山西1丁目	12.8
垂水町3丁目	10.7

●シルバーハウジング

世帯向け住宅	
住宅	倍率
岸部中東	1.0

●シルバーハウジング

単身者向け住宅	
住宅	倍率
岸部中東	4.7

●車いす常用者

世帯向け住宅	
住宅	倍率
新佐竹台	4.0
岸部中南	1.0
岸部中東	2.0

【倍率について】

住宅ごと/世帯向けごとに分けて、応募人数を募集戸数で割ったものです。

住宅ごとで倍率を出していますので、募集区分によっては倍率が上回ったり・下回ったりします。

令和4年度～令和7年度第1回入居者募集で、募集のなかった住宅の倍率は出していません。

- 世帯向け住宅 …………… 住宅ごとに世帯向けと単身者向けの平均倍率。
(シルバーハウジング・車いす常用者向けを除く)
- シルバーハウジング住宅 … 世帯向けと単身者向けの平均倍率。
- 車いす常用者向け住宅 …… 世帯向けを住宅ごとに平均倍率。

5 一般世帯向け住宅に申込みができる方

次の①～⑦のすべての条件を満たしている成人の方が申込みできます。

- ①**現在、住宅に困っている方**
 - 持ち家のある方は原則として申込みはできません。(33ページ問11・問12参照)
- ②**申込本人が申込日から入居可能日まで継続して吹田市内に住んでいるか、吹田市内の事業所で勤務している方(勤務予定者も可)**
 - 勤務予定の方は入居可能日までに勤務できる方です。
 - 当選後、入居資格審査時に住民票、在勤又は在職証明書等で確認します。
- ③**同居又は同居しようとする親族がある方**
 - 内縁関係にある方や婚約者のある方、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方(以下、「パートナーシップ関係にある方」という)も申し込むことができます。
 - 内縁関係の方は、その関係が住民票の続柄の欄で、未届の妻(夫)であることが確認できる場合に限りです。
 - 婚約者のある方は、当選後、入居資格審査時まで婚姻している必要があります。(31ページ問2参照)
 - パートナーシップ関係にある方は、パートナーシップ宣誓したことを地方自治体が証明した書類で、その関係が確認できる場合に限りです。
 - 世帯を不自然に分割・合併した申込みはできません。(32ページ問8参照)
- ④**収入基準に合う方(市営住宅入居申込書に記載した方全員の収入が対象です。)**
 - 計算後の月収額が下表の金額以下の方が対象となります。
 - 一般世帯・裁量世帯で収入基準額が異なりますので、どちらに該当するか確認をしてください。・月収額の計算のしかたは18ページ～30ページを参照してください。裁量世帯の詳しい説明については、15ページをご覧ください。

	一般世帯	裁量世帯
5ページ【表1】の場合	計算後の月収額が158,000円以下	計算後の月収額が214,000円以下
5ページ【表2】の場合	計算後の月収額が114,000円以下	計算後の月収額が139,000円以下
- ⑤**保証人を選任できる方**
 - 次のすべてを満たす方を保証人として選任していただきます。
 - (1) 独立した生計を営み、申込者と同程度以上の収入がある方
 - (2) 他の市営住宅入居者の保証人になっていない方
 - (3) 関西2府4県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)に在住している方、または申込者の親族であって日本国内に在住している方
 - 保証人になる方には、所得を証明する書類や、住所地を証明する書類及び続柄を証明する書類等を必要に応じて提出していただきます。
 - ※保証人が立てられない場合には、入居者の費用負担で家賃債務保証会社による保証(機関保証)を受けることによって保証人の確保に代えることができます。
- ⑥**家賃の支払い能力がある方**
 - 募集住宅一覧表(5～6ページ)の設定家賃を支払いすることができる方。
 - 現在の家賃を滞納している場合、入居をお断りすることがあります。
- ⑦**過去に市営住宅に入居していた方については、現に家賃等の未納がなく、かつ、規則で定める不正な使用(無断退去など)をしたことがない方**

6 車いす常用者世帯向け住宅に申込みができる方

10ページの一般世帯向け住宅の①～⑦のすべての条件を満たしている世帯で、さらに以下の条件を満たしている世帯が申込みできます。

- 申込日時点で、本人もしくは同居又は同居しようとする者が、下肢又は体幹の機能障がい程度が高く、身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、車いすを常用している方
- ※車いす常用者とは、室内及び室外の移動において、常に車いすの使用を必要と診断された方をいいます。

7 高齢者世帯向け住宅に申込みができる方

10ページの一般世帯向け住宅の①～⑦のすべての条件を満たしている世帯で、申込本人が申込締切日現在で満60歳以上の方で次の(1)～(3)のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯が申込みできます。

- (1) 配偶者(内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方を含む。)
 - (2) 18歳未満の児童(故意に世帯を不自然に分割した方を除く。)
 - (3) 60歳以上の方
- 上記(2)・(3)の年齢についても申込締切日現在の満年齢です。

8 新婚・子育て・ひとり親世帯向け住宅(入居期限付き)に申込みができる方

山田東住宅は、民間の賃貸住宅を市が一定期間借上げ、市営住宅として供給している住宅です。入居期間は17ページの入居期限付き住宅の注意事項を参照してください。

10ページの一般世帯向け住宅の①～⑦のすべての条件を満たしている世帯で、さらに以下のA～Cいずれかの条件を満たしている方が申込みできます。

A 新婚世帯

次の(1)・(2)のどちらにもあてはまる世帯

- (1) 申込本人及び配偶者(婚約者、パートナーシップ関係にある方を含む。)が申込締切日現在において満36歳未満の夫婦のみ、または夫婦とその子どものみからなる世帯
- (2) 申込締切日現在で婚姻の届出日又はパートナーシップ宣誓書受領証交付日から1年以内の方、もしくは当選後の入居資格審査までに婚姻等の届出をして、そろって入居できる世帯(31ページ問2、問4参照)
※申込書の「あなたの世帯の種類は？」の世帯欄の15番に婚姻等届出日(予定日)を記入してください。

B 子育て世帯

次の(1)・(2)のいずれかにあてはまる世帯

- (1) 夫婦(内縁関係、パートナーシップ関係にある方及び婚約者を含む。)とその子ども(1人以上。義務教育修了前の子どもを必ず含む。)のみからなる世帯

- (2) 父(母)とその子ども(1人以上。義務教育修了前の子どもを必ず含む。)のみからなる世帯

C ひとり親世帯

申込締切日現在で、申込本人が次の(1)～(8)のいずれかにあてはまり、20歳未満の子を扶養している親子からなる世帯

※子の年収が103万円以上ある場合は、20歳未満であっても、扶養していることにはなりません。

- (1) 配偶者(内縁関係、パートナーシップ関係にある方を含む。)と死別又は離婚した方で、現在婚姻していない方
- (2) 婚姻によらないで母又は父となった18歳以上の方で、現在婚姻していない方
- (3) 配偶者の生死が1年以上明らかでない方(警察へ行方不明者の届出をしている場合)
- (4) 配偶者から1年以上遺棄されている方(住民票上1年以上配偶者と離れている場合)
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める被害者で、以下のア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 同法の規定による、保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - イ 同法の規定により裁判所が発した退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者であって、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
 - ウ 募集期間末日までに、すいたストップDVステーション(DV相談室)、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、福祉事務所、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(女性支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体)にDV被害の相談をしており、その証明が受けられる方で、住居の確保を必要としている方※アについては保護主体が発行する証明書、イについては裁判所の保護命令の写し、ウについてはDV相談室等の証明が必要です。(35ページ問19参照)
- (6) 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方
- (7) 配偶者が法令により1年以上拘禁され、長期にわたってその扶養を受けられない方
- (8) 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方

9 シルバーハウジング(障がい単身者向け)に申込みができる方

10ページの一般世帯向け住宅の、①・②及び④～⑦のすべての条件を満たし、申込締切日現在で満65歳以上の方で次の(1)～(3)のいずれかにあてはまる単身者の方が申し込みできます。

- (1) 身体障がい者
身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方
- (2) 知的障がい者
・療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有する方
・子ども家庭センター又は大阪府障がい者自立相談支援センター長により、知的障がいと判定された方
- (3) 精神障がい者
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、入居時現在特に入院治療を必要とせず、しかもなお長期にわたる療養を必要とすると判断された方

※シルバーハウジングについて

シルバーハウジングは介護付住宅や特別養護老人ホームではありません。高齢者の一人暮らしの方などが安心して快適な生活ができるように、住宅の設備・仕様に配慮し、万一の緊急時には緊急通報システムによって、生活援助員による対応がある高齢者世帯付住宅であり、自力で日常動作（歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等）ができることが必要です。

生活援助員は、吹田市が委託する介護保険施設の職員であり、生活相談や1日1回の安否確認、緊急時の対応、関係機関への連絡、生活関連情報の提供等を行います。介護サービスは行いません。介護の必要な方は別に自己負担で介護サービスを受けていただきます。

シルバーハウジングは入居と同時に生活援助員派遣事業の利用開始となり、入居者は収入に応じた負担をしていただきます。

生活援助員費用負担基準

	生計中心者の階層区分	費用負担額(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者	0円
B	前年分の所得税の額が40,000円以下の者	0円
C	前年分の所得税の額が40,001円以上70,000円以下の者	1,500円
D	前年分の所得税の額が70,001円以上140,000円以下の者	2,600円
E	前年分の所得税の額が140,001円以上250,000円以下の者	3,800円
F	前年分の所得税の額が250,001円以上の者	4,900円

10 単身者向け住宅に申込みができる方

10ページの一般世帯向け住宅の、①・②及び④～⑦のすべての条件を満たし、次の(1)～(10)のいずれかにあてはまる単身者の方

- (1) 申込締切日現在の年齢が60歳以上の方
 - (2) 身体障害者手帳を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方
 - (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がい特別項症から第6項症までと第1款症の方
 - (4) 療育手帳の交付を受けている方
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (6) 生活保護を受けている方
 - (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
 - (8) 海外からの引揚者であることの証明書(厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書)の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
 - (9) 平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
 - (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める被害者で、以下のア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 同法の規定による、保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - イ 同法の規定により裁判所が発した退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者であって、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
 - ウ 募集期間末日までに、すいたストップDVステーション(DV相談室)、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、福祉事務所、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業受託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体)にDV被害の相談をしており、その証明が受けられる方で、住居の確保を必要としている方
- ※アについては保護主体が発行する証明書、イについては裁判所の保護命令の写し、ウについてはDV相談室等の証明が必要です。(35ページ問19参照)

11 高齢単身者向け住宅(入居期限付き)に申込みができる方

佐井寺3丁目住宅、千里山西1丁目住宅は、民間の賃貸住宅を市が一定期間借上げ、市営住宅として供給している住宅です。入居期間は17ページの入居期限付き住宅の注意事項を参照してください。

10ページの一般世帯向け住宅の、①・②及び④～⑦のすべての条件を満たし、さらに以下の条件を満たしている単身者の方がお申込みできます。

- ・申込締切日現在の年齢が60歳以上の方

12 裁量世帯について

次のア～ケに該当する世帯の方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば、申込みことができます。（5ページの【表2】の住宅は、計算後の月収額が139,000円以下です。）

対象世帯	世帯要件
ア. 身体障がい者世帯	申込本人又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が1級から4級までの方がいる世帯
イ. 精神障がい者世帯	申込本人又は同居者に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その障がいの程度が1級又は2級の方又は現に医療に当たり、当該精神障がい者の事情に適する精神科医により、同程度の障がい有すると認められる方がいる世帯
ウ. 知的障がい者世帯	申込本人又は同居者に、療育手帳の交付を受けており、その障がいの程度がA又はB1の方又は同程度の障がい有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯
エ. 60歳以上の世帯	申込本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である世帯 ※年齢は募集期間末日現在の満年齢です。
オ. 戦傷病者世帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
カ. 原子爆弾被爆者世帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
キ. 海外からの引揚者世帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けており、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ク. ハンセン病療養所入所者等	申込本人又は同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
ケ. 義務教育修了前の子どもがいる世帯	同居者に募集期間末日現在において義務教育修了前の子どもがいる世帯

13 入居される場合の注意事項

■募集住宅共通の注意事項

家賃について

家賃は毎年年収に応じて変動します。

- 入居されますと、毎年度、入居者全員の収入を報告していただきます。入居後3年を経過した方で、一定の収入基準を超える収入がある場合は、収入超過者又は高額所得者の認定を行います。認定を受けたときの家賃は収入超過者にあつては近傍同種の住宅の家賃以下で吹田市が定める家賃、高額所得者にあつては近傍同種の住宅の家賃となります。
なお、高額所得者の認定を受けた場合は、住宅明渡しの義務が課せられます。

【近傍同種の住宅の家賃とは？】

民間の賃貸住宅と同程度になるように、法律や政令によって計算された家賃のことです。住宅の建設費などの原価を元に、最低限運営するのに必要な経費を含めて計算したものが、「近傍同種の住宅の家賃」となります。

※お住まいの住宅ごとに、公営住宅法及び同法施行令の規定をもとに計算される家賃ですので、近隣に実在するマンションの家賃そのものをさすものではありません。

敷金について

- 入居時の家賃の3か月分です。

駐車場について（入居期限付き住宅を除く）

- 駐車場使用料は5,000円です。
- 駐車できる車両は入居者の所有でないと使用許可できません。
- 駐車場は設置されていますが、利用できるスペースに制限があるため、新たに入居される方は団地内の少し離れた場所の駐車場をご使用いただいたり、状況によりご自身で団地外に駐車場を確保していただく場合があります。
- 周辺道路及び団地内道路は、駐車禁止です。

共益費について（入居期限付き住宅を除く）

- 家賃の他に共益費が毎月必要です。
- ①エレベーターのある住宅：月額2,500円
- ②エレベーターのない住宅：月額1,500円

【①エレベーターのある住宅】
新佐竹台住宅、岸部中東、岸部中南住宅
【②エレベーターのない（階段のみ）住宅】
豊津住宅、千里山西宅、岸部中西住宅

浴槽・風呂釜・湯沸し器の設置について

- 豊津住宅、岸部中西-1住宅については入居者個人で設置していただきます。（その他の住宅はあらかじめ設置されています。）
- 岸部中西-2については、同じ住棟の他の住宅にはあらかじめ設置されていませんが、募集住宅のみ設置されているため、現状のまま譲渡します。故障の場合の修理・買替えは入居者負担になります。また、退去時には撤去していただきます。

網戸について

- 千里山西住宅、豊津住宅、岸部中西住宅については必要に応じて、個人で設置してください。

14 収入基準について

その他

- 市営住宅では、犬や猫などの動物を飼うことはできません。また、無責任にエサやりだけをすることも控えてください。
- 入居される住宅の鍵は、鍵渡し日確認後に順次お渡しする予定です。鍵渡しの前に住宅内部の下見はできません。
- 市営住宅は故障やキズの修繕、汚れ等は落としていますが、中古住宅ですので完全とはいえません。ご了承ください。
- 市営住宅の住戸で営業活動はできません。(36ページ問27参照)
- 市営住宅の敷地内で花壇や畑を作ることはできません。

■入居期限付き住宅の注意事項

入居期間について

- 山田東住宅は令和16年3月31日まで
 - 佐井寺3丁目住宅は令和11年3月31日まで
 - 千里山西1丁目住宅は令和12年3月31日まで
- ※市と建物所有者との間の借上契約が更新されたときは、住み続けられる場合があります。(保証するものではありません。)
- また、借上契約が終了するときは、他の市営住宅をあっせんします(移転費用は自己負担)。ただし、あっせん住宅が希望に沿えないときは、ご自身で転居先をさがしていただく必要があります。ご了承のうえ、お申し込みください。

駐車場について

- 駐車場については、市で管理していません。入居決定後に直接契約していただきますので、資格審査後にお問い合わせください。

共益費について

- 家賃の他に共益費が毎月必要です。
 - ・山田東住宅は10,000円
 - ・佐井寺3丁目住宅は5,400円
 - ・千里山西1丁目住宅は3,600円

その他

- 管理会社やマンション所有者に、入居者(申込者)から提出された情報(入居者の氏名・生年月日・電話番号など)を通知します。
- 住宅の管理会社が指定する火災保険、又はご自身で選ばれた火災保険に加入していただきます。通常は2年更新で、当初及び更新時に20,000円程度がかかります。

収入がある場合には、19~26ページを参考にして、27~30ページの月収額計算表で必ず計算してください。

注意事項

- ①所得としないもの…生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金(遺族年金等)などの非課税所得については所得0円で計算してください。
- ②退職予定の場合…申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する人で、以後無職、無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- ③勤務することが確実な方の場合…雇用条件に基づき予定されている給与をもとに計算してください。資格審査の際に、勤務予定証明書を提出していただきます。
- ④求職中の場合…募集期間末日時点で職の決まっていない方は、収入を0円として計算してください。
- ⑤妊娠中で申込む場合…妊娠中で申込む場合は、募集期間末日において出生していなければ控除などの人数には含みません。

※次のものについては、所得金額に含みません。

- ・遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病年金、障害年金。
- ・雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費。
- ・短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金等の一時所得。
- ・生活保護の扶助費、公害認定患者の障がい補償費、児童手当、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの。

(注)収入が基準をこえる方は、市営住宅に申込むことができませんので大阪府特定公共賃貸住宅、公社住宅、UR住宅などをご検討ください。電話番号は次のとおりです。

・特定公共賃貸住宅	大阪府営住宅千里管理センター	☎ 06 (6155) 2782
・公社賃貸住宅	大阪府住宅供給公社千里募集カウンター	☎ 06 (7668) 6565
・UR賃貸住宅	UR都市機構梅田営業センター	☎ 06 (6346) 3456

※電話をおかけになる時は間違い電話のないようによく確認してください。

<個人情報保護について>

吹田市及び市営住宅指定管理者は、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に基づき、個人情報を安全かつ適正に取り扱います。

この市営住宅入居申込みにより収集した個人情報は、目的外には利用・提供しません。また、漏えいや滅失の防止その他の安全管理措置を講じます。

お問い合わせ先

吹田市営住宅管理センター(吹田市役所低層棟3階317番窓口)

☎ 06-6170-9926 (直通)

15 月収額の計算方法

1. まず、年間総収入（所得）金額を計算します。

あなたは、給与所得者？ 年金所得者？ その他の所得者？

●給与所得とは
給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。（ただし非課税所得は含みません。）

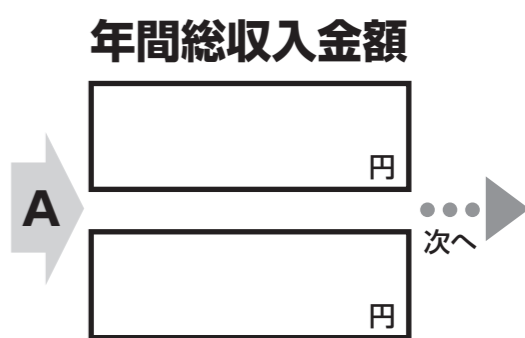
●年金所得とは
厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。例えば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）による所得については、0円としてください。

●その他の所得とは
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税金の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

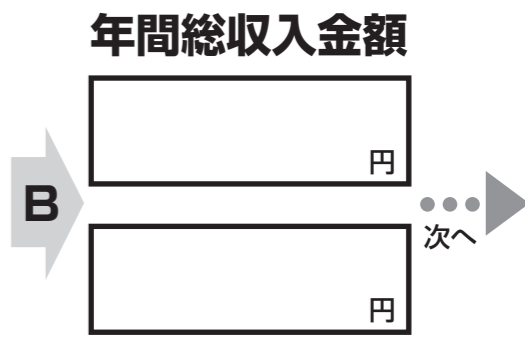
〔収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ計算してください。〕



就職時期など	計算のしかた
①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している場合	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)
②現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12ヵ月間の総収入金額
③現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合	次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込み月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
④現在の勤務先に就職してからまだ給与(1ヵ月分)を受けていない場合	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給与×12



年金の受給期間	計算のしかた
①1年以上引続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
②年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額



開業等の時期	計算のしかた
①前年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額
②前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※「A 給与所得者の場合」を参考にしてください。



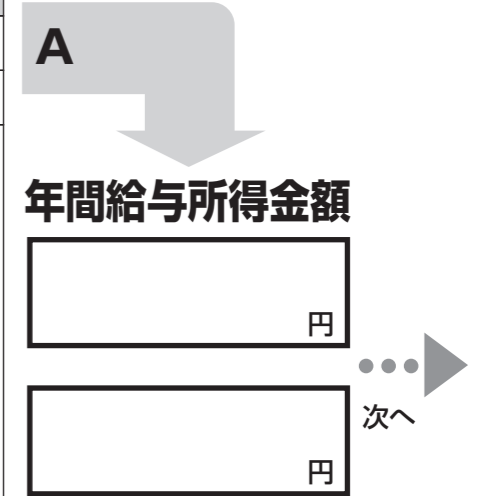
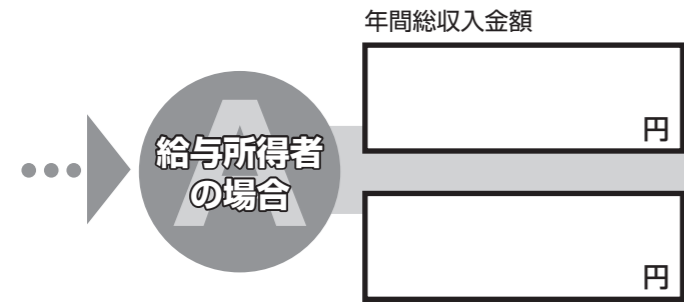
- 日雇労働者の場合、給与所得者として賃金を受けている場合は「A 給与所得者の場合」で計算してください。また、日雇賃金所得として税務署に自己申告されている場合は「C その他の所得者の場合」で計算してください。
- 退職予定の場合、申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職しなければならぬ人で、以後無職、無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- 勤務することが確実な方の場合、雇用条件に基づき予定されている給与をもとに計算してください。

2. 次に、年間総収入金額から年間所得金額を計算します。

収入金額によって計算方法が異なります。

年間総収入金額		年間給与所得金額	
551,000円未満		年間給与所得金額=0	
551,000円以上	1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円	-最高10万円※
1,619,000円以上	1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円	-10万円
1,620,000円以上	1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円	
1,622,000円以上	1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円	
1,624,000円以上	1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円	
1,628,000円以上	1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	
1,800,000円以上	3,600,000円未満		A×0.7-80,000円
3,600,000円以上	6,600,000円未満		A×0.8-440,000円
6,600,000円以上	8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上		年間総収入金額-1,950,000円	

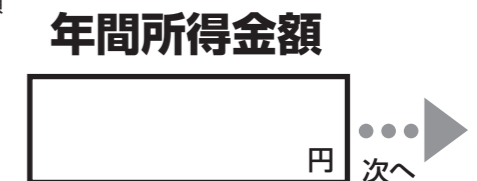
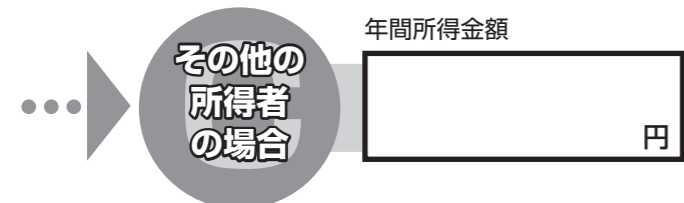
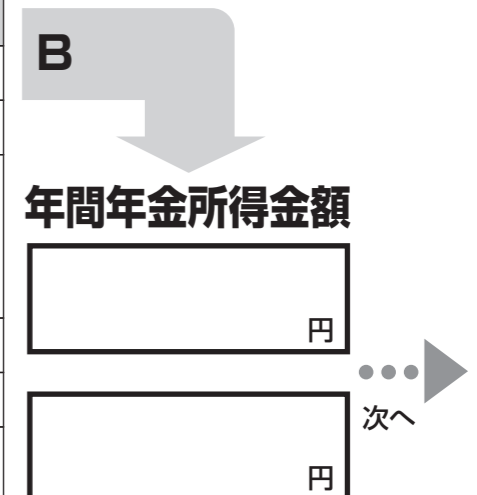
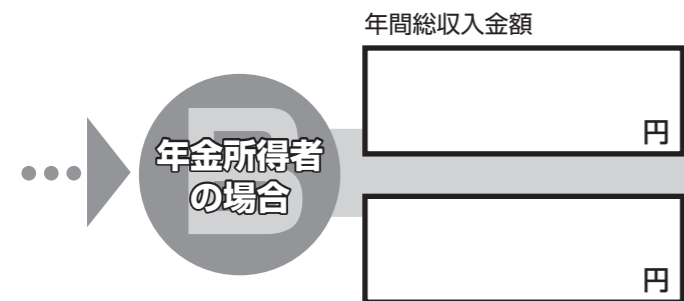
※10万円未満のときはその金額



年齢と収入金額によって計算方法が異なります。

年齢	年間総収入金額	年間年金所得金額
65歳以上	1,100,000円以下	年間年金所得金額=0
	1,100,001円以上 3,299,999円以下	年間総収入金額-1,100,000円
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額×0.75-275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額×0.85-685,000円
64歳以下	7,700,000円以上 9,999,999円以下	年間総収入金額×0.95-1,455,000円
	600,000円以下	年間年金所得金額=0
	600,001円以上 1,299,999円以下	年間総収入金額-600,000円
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額×0.75-275,000円
64歳以下	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額×0.85-685,000円
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	年間総収入金額×0.95-1,455,000円

※10万円未満のときはその金額



3. 最後に、控除額を差し引いて月収額を計算します。

給与所得者の場合

年間給与所得金額

円

...

年金所得者の場合

年間年金所得金額

円

...

その他の所得者の場合

年間所得金額

円

控除の種類	控除対象となる方	控除額の計算	控除額
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(申込者本人を除く)及び遠隔地扶養親族	1人につき 38万円 × 人 =	円
特別控除	老人控除対象配偶者控除	1人につき 10万円 × 人 =	円
	老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方	
	特定扶養控除	1人につき 25万円 × 人 =	円
	障がい者控除	1人につき 27万円 × 人 =	円
	特別障がい者控除	1人につき 40万円 × 人 =	円
寡婦控除	1人につき 最高27万円 × 人 = <small>(左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときはその額)</small>	円	
ひとり親控除	1人につき 最高35万円 × 人 = <small>(左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときはその額)</small>	円	
控除額の合計			円

※控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。
妊娠中で申込む場合は、申込締切日において出生していなければ控除などの人数には含みません。

年間所得金額合計

円

年間所得金額合計から控除額の合計を差し引いてください。

控除後の年間所得金額

円

÷ 12 =

計算後の月収額

円

★計算後の月収額が
10ページの収入基準(5-④)に合う方であれば申込むことができます。
※申込みにあたっては、他の申込資格を満たしている必要があります。(申込資格については10~15ページをご参照ください。)

16 月収額計算表

申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。
 所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算

方法に従って月収計算をしてください。

給与所得者記入欄

年間総収入金額				年間総収入金額				年間総収入金額															
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
A				B				C															

↓ **年間給与所得金額の計算方法**

年間総収入金額	年間給与所得金額
㉞ 551,000円未満	年間給与所得金額=0
㉟ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円 -最高10万円※
㊱ 1,619,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,069,000円
㊲ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,070,000円
㊳ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円
㊴ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。 A × 0.6 + 100,000円
㊵ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円
㊶ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.8 - 440,000円
㊷ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
㊸ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円

※10万円未満のときはその金額

↓ **Aの年間所得金額** ↓ **Bの年間所得金額** ↓ **Cの年間所得金額**

百	十	万	千	百	十	円	+	百	十	万	千	百	十	円	+	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年金所得者記入欄

年間総収入金額				年間総収入金額				年間所得金額															
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
D				E				F															

↓ **年間年金所得金額の計算方法**

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	㉞ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉞ 60万円以下	年間年金所得=0
	㉟ 110万円を超え 330万円未満	(A)-110万円 -最高10万円※		㉟ 60万円を超え 130万円未満	(A)-60万円 -最高10万円※
	㊱ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㊱ 130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	㊲ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㊲ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	㊳ 770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円		㊳ 770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円

※10万円未満のときはその金額

↓ **Dの年間所得金額** ↓ **Eの年間所得金額** ↓ **Fの年間所得金額**

百	十	万	千	百	十	円	+	百	十	万	千	百	十	円	+	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

控除	特別控除	控除	特別控除
① 同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族	1人につき 38万円	× 人 = 万円
② 老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	1人につき 10万円	× 人 = 万円
③ 老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方		
④ 特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円	× 人 = 万円
⑤ 障がい者控除	次に該当する方（特別障がい者控除の対象者は除く） ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	1人につき 27万円	× 人 = 万円
⑥ 特別障がい者控除	次に該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障害者更生相談所等により重度の知的障がいと判定された方（療育手帳の総合判定がAの方） ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方	1人につき 40万円	× 人 = 万円
⑦ 寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	1人につき 最高27万円	× 人 = 万円 (左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときはその額)
⑧ ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子（その年の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・合計所得金額が500万円以下であること	1人につき 最高35万円	× 人 = 万円 (左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときはその額)

①～⑧を合計します。

↓

申込家族全員の年間総所得金額

↓

申込家族全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きます。

↓

申込家族の月収額

÷12 =

十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---

あなたの申込家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。
 この収入基準にあてはまらないときは申込みできません。
 収入基準については、10ページの5-④をご参照ください。
 ※令和7年度税制改正により、当選者の資格審査時には、金額が変わる場合があります。

17 月収計算例 (その1)

給与所得者が2人の場合

1. 家族構成
 - 本人 (48歳) (吹田二郎さん) 年間総収入金額 3,050,000円 (会社員)
 - 妻 (48歳) (吹田恵子さん) 年間総収入金額 900,000円 (パート)
 - 長女 (18歳) (吹田美奈さん) 高校3年生
 - 長男 (9歳) (吹田明さん) 小学4年生

2. 計算方法 (注) 年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ① 本人の年間所得金額 $3,050,000円 \div 4,000 = 762.5円$ (1円未満切捨)
 $762円 \times 4,000 \times 0.7 - 80,000円 - 100,000円 = 1,953,600円$
- ② 妻の年間所得金額 $900,000円 - 550,000円 - 100,000円 = 250,000円$
- ③ 入居家族全員の所得合計 $1,953,600円 + 250,000円 = 2,203,600円$

3. 控除額

- ① 同居及び扶養親族控除 $38万円 \times 3人$ (妻・長女・長男) = 114万円
- ② 特定扶養控除 $25万円 \times 1人$ (長女) = 25万円
- ③ 控除額 合計 $114万円 + 25万円 = 139万円$

4. 申込家族の月収額

$$(2,203,600円 - 1,390,000円) \div 12 = 67,800円$$

給与所得者記入欄			年金所得者記入欄			その他の所得者記入欄																		
年間総収入金額			年間総収入金額			年間総収入金額																		
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円	
①吹田二郎	3	0	5	0	0	0	0	②吹田恵子	9	0	0	0	0	0	0	③								

妻			本人		
年間給与所得金額の計算方法			年間給与所得金額		
年間総収入金額	年間給与所得金額	年間総収入金額	年間給与所得金額	年間総収入金額	年間給与所得金額
① 551,000円未満	年間給与所得=0	① 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円	① 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円
② 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円	② 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円	③ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円
③ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,070,000円	④ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円	⑤ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください
④ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円	⑥ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	$A \times 0.6 + 100,000円$	⑦ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.7 - 80,000円$
⑤ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	$A \times 0.6 + 100,000円$	⑧ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	$A \times 0.7 - 80,000円$	⑨ 8,500,000円以上	$A \times 0.8 - 440,000円$
⑥ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	$A \times 0.7 - 80,000円$	⑩ 8,500,000円以上	$A \times 0.8 - 440,000円$		
⑦ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000円$				
⑧ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000円$				
⑨ 8,500,000円以上	年間総収入金額 $- 1,950,000円$				

妻			本人																	
Aの年間所得金額			Bの年間所得金額			Cの年間所得金額														
百	十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円
1	9	5	3	6	0	0	+	2	5	0	0	0	0	+						

妻			本人																	
Dの年間所得金額			Eの年間所得金額			Fの年間所得金額														
百	十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円	百	十	万	千	百	十	円

控除	① 同居及び扶養親族控除	② 老人控除対象配偶者控除	③ 老人扶養控除	④ 特定扶養控除	⑤ 障がい者控除	⑥ 特別障がい者控除	⑦ 寡婦控除	⑧ ひとり親控除
控除	同居しようとする親族(申込者本人を除く)及び遠隔地扶養親族	同一生計配偶者で、70歳以上の方	扶養親族で、70歳以上の方	扶養親族(配偶者を除く)で、16歳以上23歳未満の方	次に該当する方(特別障がい者控除の対象者は除く) ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	次に該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障害者更生相談所等により重度の知的障がいと判定された方(療育手帳の総合判定がAの方) ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子(その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない)がいること ・合計所得金額が500万円以下であること
控除額	38万円 × 3人 = 114万円	10万円 × 1人 = 10万円		25万円 × 1人 = 25万円	27万円 × 1人 = 27万円	40万円 × 1人 = 40万円	最高27万円 × 1人 = 27万円 (左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときはその額)	最高35万円 × 1人 = 35万円 (左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときはその額)

※その他の所得はこのままです。

①~⑧を合計します。

申込家族全員の年間総所得金額 $2,203,600円$

(妻・長女・長男)

(長女)

申込家族全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②~⑧の特別控除額を差し引きます。

$1,390,000円$

$813,600円 \div 12 = 67,800円$

申込家族の月収額 $67,800円$

あなたの申込家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは申込むことができません。収入基準については、9ページの5-④をご参照ください。※令和7年度税制改正により、当選者の資格審査時には、金額が変わる場合があります。

月収計算例 (その2)

給与と年金両方の所得がある人がいる場合

1. 家族構成
 - 本人 (66歳) (吹田マサエさん) 年間総収入金額 1,700,000円 (厚生年金・身体障がい者4級)
 - 夫 (63歳) (吹田 五郎さん) 年間総収入金額 2,300,000円
うち1,500,000円 (国民年金) 800,000円 (パート)
2. 計算方法 (注) 年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。
 - ① 本人の年間所得金額 1,700,000円 - 1,100,000円 - 100,000円 = 500,000円
 - ② 夫の年間所得金額 (年金分) 1,500,000円 × 0.75 - 275,000円 - 100,000円 = 750,000円
(給与分) 800,000円 - 550,000円 - 100,000円 = 150,000円
 - ③ 同居家族全員の所得合計 500,000円 + 750,000円 + 150,000円 = 1,400,000円

3. 控除額
 - ① 同居及び扶養親族控除 38万円 × 1人 (夫) = 38万円
 - ② 障がい者控除 27万円 × 1人 (本人) = 27万円
 - ③ 控除額 合計 38万円 + 27万円 = 65万円
4. 申込家族の月収額
(1,400,000円 - 650,000円) ÷ 12 = 62,500円

給与所得者記入欄

年間総収入金額	年間総収入金額	年間総収入金額
(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円	(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円	(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円
㉠ 吹田五郎 8:00:00:00	㉡	㉢

↓ 年間給与と所得金額の計算方法 ↓

年間総収入金額	年間給与と所得金額	年間給与と所得金額
㉠ 551,000円未満	年間給与と所得金額=0	
㉡ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円	—最高10万円*
㉢ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与と所得=1,069,000円	
㉣ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与と所得=1,070,000円	
㉤ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与と所得=1,072,000円	
㉥ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与と所得=1,074,000円	
㉦ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	-10万円
㉧ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円	
㉨ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.6 + 100,000円	
㉩ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	A × 0.8 - 440,000円	
㉪ 8,500,000円以上	A × 0.9 - 1,100,000円	

※10万円未満のときはその金額

↓ ①の年間所得金額 + ②の年間所得金額 + ③の年間所得金額 ↓

百 十 万 千 百 十 円 + 百 十 万 千 百 十 円 + 百 十 万 千 百 十 円

1 5 0 0 0 0 + 7 5 0 0 0 0 + 1 5 0 0 0 0

年金所得者記入欄

年間総収入金額	年間総収入金額	その他の所得者記入欄
(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円	(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円	(なまえ) 百 十 万 千 百 十 円
㉠ 吹田マサエ 1:70:00:00	㉡ 吹田五郎 1:50:00:00	㉢

↓ 年間年金所得金額の計算方法 ↓

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上	㉠ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下	㉣ 60万円以下	年間年金所得=0
	㉡ 110万円を超え 330万円未満	(A)-110万円		㉤ 60万円を超え 130万円未満	(A)-60万円
	㉢ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㉥ 130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	㉣ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㉦ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	㉤ 770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円		㉧ 770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円

※10万円未満のときはその金額

↓ ④の年間所得金額 + ⑤の年間所得金額 + ⑥の年間所得金額 ↓

百 十 万 千 百 十 円 + 百 十 万 千 百 十 円 + 百 十 万 千 百 十 円

5 0 0 0 0 0 + 7 5 0 0 0 0 + 1 5 0 0 0 0

※その他の所得はこのままです。

①~⑥を合計します。

百 十 万 千 百 十 円 申込家族全員の年間総所得金額

1 4 0 0 0 0 0 0

①の控除額及び該当する②~⑧の特別控除額を差し引きます。

百 十 万 千 百 十 円 申込家族全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②~⑧の特別控除額を差し引きます。

6 5 0 0 0 0 0 0

÷ 12 =

申込家族の月収額
百 十 万 千 百 十 円
6 2 5 0 0

あなたの申込家族の月収額が次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。

この収入基準にあてはまらないときは申込むことができません。

収入基準については、9ページの5-④をご参照ください。

※令和7年度税制改正により、当選者の資格審査時には、金額が変わる場合があります。

控除	対象	控除額	人数	合計
特 別 控 除	① 同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族 (申込者本人を除く) 及び遠隔地扶養親族	38万円	1人 = 38万円
	② 老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円	人 = 万円
	③ 老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方	25万円	人 = 万円
	④ 特定扶養控除	扶養親族 (配偶者を除く) で、16歳以上23歳未満の方	25万円	人 = 万円
特 別 控 除	⑤ 障がい者控除	次に該当する方 (特別障がい者控除の対象者は除く) ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円	1人 = 27万円
	⑥ 特別障がい者控除	次に該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障害者更生相談所等により重度の知的障がいと判定された方 (療育手帳の総合判定がAの方) ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方	40万円	人 = 万円
	⑦ 寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	最高27万円	人 = 万円 (左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときはその額)
	⑧ ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子 (その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない) がいること ・合計所得金額が500万円以下であること	最高35万円	人 = 万円 (左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときはその額)

18 よくある質問とその回答

問1 抽選の結果はどうすればわかりますか？

答1 抽選結果は、公開抽選終了の午後2時から2週間、吹田市営住宅管理センターホームページ及び吹田市役所西玄関掲示板に掲示します。また、抽選結果は当落に関わらず、郵送等申込者は返信ハガキ、電子申請による申込者はメールでお知らせします。
※電話での当落に関するお問い合わせにはお答えすることができません。

問2 婚約者がいます。結婚する予定なのですが申込みはできますか？

答2 婚約者との申込みの方は、原則として入居資格審査時までに婚姻している必要があります。(婚姻届受理証明書などで確認します。)入居申込書の続柄の箇所に**婚約者**と記入してください。
入居申込書の「あなたの世帯の種類は？」欄の「15. 新婚世帯」に○印を付け、婚姻届出日(予定日)を記入してください。

問3 正式な婚姻届は出していないのですが、内縁の妻(夫)と一緒に住んでいます。申込みはできますか？

答3 住民票でその事実が確認できる場合は申込みできます。(吹田市の場合は「妻(未婚)」のように記載されます。)申込書の続柄欄に“内縁”とお書きください。
現在同居していない場合は内縁関係とはいえませんのでご注意ください。

問4 パートナーシップ関係にあるカップルは申込みできますか？

答4 パートナーシップ宣誓者であることを地方自治体が証明した書類により、その事実が確認できる場合は申込みできます。入居申込書の続柄欄は、「8. その他」を選んで、()内に“パートナーシップ関係”と記入してください。
新婚世帯として申し込む場合は、入居申込書の「あなたの世帯の種類は？」欄の「15. 新婚世帯」の「婚姻届」は「パートナーシップ宣誓証明」と読み替えてください。

問5 未成年者も申込みはできますか？

答5 申込みできません。

問6 配偶者と離婚をしていますが、申込みはできますか？

答6 ①離婚しておらず、現に同居している場合
夫婦の一方による別居のための住宅の確保を目的としての入居申込みであっても、世帯の分離となりますので認められません。

②離婚はしていないが長期間別居している場合

戸籍上は離婚していないが長期間別居している夫(妻)と子が入居申込みをした場合、戸籍の附票などで1年以上別居の事実が確認でき、配偶者に扶養されていない又は配偶者を扶養していなければ申込みできます。入居申込書の(4)住宅に困っている理由欄の「12. その他」に○印を付け()内に「配偶者とは1年以上別居中」とお書きください。1年以上の基準日は、申込期間の末日です。

③離婚協議中の場合(②に該当する場合を除く)

離婚協議中(調停中、裁判中を含む)での申込みはできません。入居申込書の(3)現在の家族構成欄の「その他」に○印を付け()内に「配偶者とは離婚予定」とお書きください。

ただし、入居資格審査時に戸籍謄本で離婚が成立していることを確認できることが条件です。確認できない場合は入居できません。

④配偶者からDV(ドメスティックバイオレンス)を受けている場合

35ページの問19を参照してください。

問7 現在住んでいる場所に住民票を移していないのですが申込みはできますか？

答7 市営住宅は、申込み本人が吹田市に住んでいるか、勤務をしていることが資格要件ですが、やむを得ない事情と判断する場合のみ申込みできます。
入居申込書には、現在住んでいる場所の住所をお書きいただき、入居申込書の(4)住宅に困っている理由欄の「12. その他」に○印を付け()内に住民票を移していない理由をお書きください。
当選後、入居資格審査の段階で住民票の写しの提出を求めますので、住民票を移していない理由をお伺いするとともに、現住所の賃貸借契約書などを提出していただきます。

問8 現在住んでいる世帯以外での申込みはできますか？

答8 申込みの際に、同居又は同居しようとする親族がいる場合は申込みできます。(10ページ参照)
また、次の場合は原則として申込みできません。

- 夫婦どちらか一方のみによる申込み
- 兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く)による申込み
- 祖父母と扶養関係のない孫との申込み
- おじ、おば、甥、姪、いとこ等の申込み
- 今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み(婚約者であって、入居資格審査時までに婚姻し、他の者の扶養から外れる等の場合は可)
- 友人等の寄合世帯
- 長期入院中の者を含む申込み(34ページの問18を参照ください。)

問9 申込み以降、同居親族は変更できますか？

答9 申込み後（募集締切日以後）の同居親族の変更はできません。ただし、次の場合は再審査をいたします。

①申込後に出生した場合

変更できます。

②申込者または同居しようとする者が死亡した場合

同居予定者の中に申込者となることができる方がいる場合は、その方を申込者として変更できます。

ただし、申込者となる資格がある方に限ります。（未成年者のみが残るなどの場合は入居できません。）

③申込者または同居しようとする者が死亡し、単身者となった場合

単身者となった方が、単身者向け住宅に申込者となる資格がある場合、当選と同様の取扱いをします。

※①、②、③いずれの場合でも収入の再計算をします。その結果、収入基準を超えていれば入居できません。

問10 入居しようとする中の誰もが無職無収入なのですが、申込みできますか？

答10 市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅ですので、収入の下限による制限はありません。したがって、申込みはできますが、入居されれば家賃を支払っていただく必要があります。家賃滞納が続きますと保証人に支払いを請求したり、裁判により強制退去となることがありますのでご注意ください。この他、入居時に敷金（家賃の3か月分）と初月の家賃が必要です。

問11 持ち家（分譲マンション、戸建て等）があるのですが申込みできますか？

答11 自己の所有に係る居宅がある方は、原則として申込みできません。これは申込者の他、同居しようとする親族の方に持ち家がある場合も申込みできません。ただし、家屋の所有権を市営住宅に入居される方以外に移転されるなど、処分する場合は、申込みできます。当選後の入居資格審査時に登記簿謄本で確認します。

問12 現在の持ち家が共有名義になっているのですが、申込みはできますか？

答12 共有名義の場合は、市営住宅に入居しようとする方の持分の合計が1/2以下であれば申込みできます。申込者の持分のみでなく、同居しようとする親族も含んだ合計の持分です。

問13 留学生ですが、申込みは可能ですか？

答13 市営住宅は、申込み本人が吹田市内に住んでいるか、勤務していることという資格要件があります。当選後、資格審査時に住民票の写し等及び在勤又は在職証明書を提出していただきます。その証明ができない方は当選されても失格となります。

問14 遠隔地扶養をしています。控除しても良いですか？

答14 遠隔地扶養は所得税法上認められていれば控除できます。（単に仕送りをしているというだけでは該当しませんのでご注意ください。）当選後の入居資格審査時に住民税課税証明書や源泉徴収票などで確認をします。

問15 障害年金・遺族年金は所得に含まれるのですか？

答15 障害年金・遺族年金は法令により非課税所得とされていますので所得に含まれません。

その他非課税所得には増加恩給・傷病手当金・労災保険・雇用保険・児童手当などがあります。（詳細は18ページを参照ください。）

問16 現在無職ですが、入居するまでには働きたいと考えています。職業欄には何と書けば良いですか？

答16 ①新しい勤め先が内定しているなど、勤務することが確実な方については市営住宅入居申込書の職業欄の「7. その他」に○印を付けて「就職予定」と記入し、就職年月欄に【勤務開始予定月】をお書きください。

※市営住宅入居申込書の勤務先名、勤務先の所在地および勤務先電話番号は記入してください。

②現在求職中の方は、職業欄の「6. 無職」欄に○印を付けてください。当選後の入居資格審査時に仕事をされていれば（勤め先が内定している場合も）書類の提出をしていただきます。

問17 現在妊娠中ですが、所得計算の控除を受けることができますか？

答17 募集期間末日において出生していなければ収入計算上の控除などの人数には含まれません。

問18 世帯向け住宅の申込みを考えており、現在同居家族のなかに長期入院（退院見込なし又は退院見込日が募集期間末日より1年以上先）している者がいるのですが申込方法はどうすれば良いですか？

答18 長期入院（退院見込なし又は退院見込日が募集期間末日より1年以上先）のために同時入居できない場合、同居家族と認められないので申込みから除きます。

問19 配偶者からDV（ドメスティックバイオレンス）を受けています。離婚が成立していないのですが、申込みできますか？

答19 以下の①～③のいずれかの条件を満たす方は、配偶者と同居中・別居中に関わらず申込みが可能です。

- ①女性相談支援センターの一時保護又は女性自立支援施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない。（女性相談支援センターの発行する証明書が必要です。）
- ②募集期間末日までに、すいたストップDVステーション（DV相談室）、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、福祉事務所、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体）にDV被害の相談をしており、その証明が受けられる方で、住居の確保を必要としている方。
- ③配偶者等が裁判所から保護命令を出されている方で、その命令がその効力を発した日から起算して5年を経過していない。（裁判所の保護命令の写しが必要です。）入居申込書【(4) 住宅に困っている理由】内の「12.その他」に○印をつけ、（ ）内に**DVのため**とご記入ください。

ただし、世帯向け住宅は子どもなど実際に同居する親族があること（入居をしない配偶者は同居者の人数に含めません。）が必要です。

問20 申込み後、保証人予定者が離職又は死亡するなどした場合は、どうなりますか？

答20 入居にあたっては、保証人の選任が必要です。他の保証人を立てられない場合には、入居者の費用負担で家賃債務保証会社による保証（機関保証）を受けることによって保証人の確保に代えることができます。

問21 保証人予定者が、所得証明や戸籍を私（入居予定者）に見られることを嫌がっています。書類を免除できませんか？

答21 免除することはできませんが、所得証明や戸籍等の証明（関西圏以外に在住の親族が保証人になる場合）を、保証人から吹田市営住宅管理センター宛に直接送っていただくことは可能です。その際には、必ず入居予定者名を封筒又は手紙等に併記するようお願いいたします。

問22 同居親族に小学生と祖父母がいる場合、子育て世帯として申込みできますか？

答22 できません。子育て世帯は親子のみの世帯を対象としています。

問23 中学生と高校生の子がいます。子育て世帯として申込みできますか？

答23 できます。

問24 現在第1子を妊娠中ですが、子育て世帯として申込みできますか？

答24 できません。募集期間末日において出生していることが条件となります。

問25 中学生の子がいます。子育て世帯（入居期限付）として入居した場合、子どもが高校生になったら、退去しないとイケないのですか？

答25 応募時点で子育て世帯の要件を満たしていれば、入居後に子どもが高校生になっても、入居期限まで住み続けることは可能です。ただし、15ページ記載の「裁量世帯」の条件「ケ」から外れますので、世帯の所得状況によっては、16ページに記載の収入超過者に該当する場合があります。

問26 以前の市営住宅の募集で補欠となっていますが、今回の募集に応募することはできますか？

答26 できます。

問27 自宅で自営業をしています。市営住宅に入居したら、市営住宅で事業を続けられますか？

答27 市営住宅は原則的に居住のための公有財産です。勝手に使用目的を変えることはできません。ただし、従業員を雇って通勤させたり、顧客が来訪したり、室内で音や振動、におい等の発生するような事業を行わず、連絡先や登記上の所在地としてのみ使用する場合は、申出により許可を出せることがあります。吹田市営住宅管理センターにご相談ください。

問28 当選しましたが、事情により入居できなくなりました。必要な手続きはありますか？

答28 当選者が辞退する場合には、書面による届出が必要です。速やかに吹田市営住宅管理センターまでご連絡ください。

問29 単身者向け住宅の申込みを考えており、現在入院していますが、単身者向け住宅は申込みはできますか？

答29 長期入院の場合は、申込みできません。入居可能日から15日以内に入居できることが条件になります。当選後、入居資格審査の段階で診断書を提出していただきます。

Handwriting practice area on page 37, consisting of 20 horizontal dashed lines.

Handwriting practice area on page 38, consisting of 20 horizontal dashed lines.